

注文書

- 1 契約番号 2026000759
- 2 件名 公用車新規賃貸借（鳴子総合支所地域振興課）
- 3 納車場所 大崎市鳴子温泉字鷺ノ巣86番地1
- 4 賃貸借期間 登録の日から84ヶ月（7年）
- 5 別添書類 (1) 仕様書
(2) 積算内訳書
- 6 担当部課 鳴子総合支所地域振興課

仕 様 書

1 車種及び台数

- (1) 車 種 小型貨物車
ボディーカラー：白色系
2.8Lディーゼル車，4WD，オートマチック（CVT可），軽油，
寒冷地仕様，3/6人乗
- (2)参考車種 トヨタ ハイエースバン
同等品による入札を認める。ただし，その場合は，別紙「物品調達に
おける同等品による入札の取扱いについて」に基づき，必ず入札前に
同等品の確認を受けること。
- (3)台 数 1台
- (4)月平均走行距離 約600km

2 リース期間

84ヶ月（納車日は，後日協議し決定する。）

3 支払方法 翌月末払い（84回）

4 リース料金に含まれる範囲

- (1) 基本として，メンテナンスリースとする。
 - ア メンテナンス工場は大崎市内とする。
 - イ 点検及び走行できない状況になった時は，指定する場所まで車両を引き取り
に来ることとし，完了後は納車すること。
- (2) 公租公課費用
- (3) 自賠責保険料
- (4) 定期点検（6ヶ月毎）
- (5) 法定点検
- (6) 車検整備
- (7) 故障修理
- (8) エンジンオイル・エレメント交換（定期点検時もしくは5，000km毎）
- (9) タイヤの履き替え（夏→冬・冬→夏）及び保管
- (10) エアコンのガス充填
- (11) バッテリーの交換（期間中必要数）
- (12) 車両返還時において，自然退色及び自然腐食している部分の補修は，リース
会社の負担とする。

5 一般装備（標準装備されていない場合に追加のこと）

- (1) カーナビ一体型ラジオ（AM・FM）（※）
- (2) カーエアコン
- (3) 集中ドアロック
- (4) パワーステアリング
- (5) パワーウインドウ
- (6) ABS（アンチロックブレーキシステム）
- (7) フロアマット
- (8) リアワイパー
- (9) 停止表示板
- (10) サンバイザー（運転席及び助手席）
- (11) ドアバイザー（運転席及び助手席）
- (12) エアバッグ（運転席及び助手席）
- (13) スタッドレスタイヤ（ホイール付4本）
- (14) スペアタイヤ1本またはパンク修理キット1式
- (15) 標準工具類
- (16) 可倒式リアシート
- (17) 政府が普及啓発している「セーフティ・サポートカーS〈ワイド〉」
（Toyota Safety Sense）装着

※放送法第64条により規定されている「協会の放送を受信することのできる受信設備」を除く（チューナーレス等）

6 暴力団の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生する

と認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

7 長期継続契約の該当について

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び大崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約に該当しますので、以下の点に留意してください。

- (1) 発注者は、翌年度以降における発注者の歳出予算において、契約済の契約金額について減額又は削除されたときは、発注者は契約を変更し、又は解除することができるものとする。
- (2) 受注者は、前項の規定によりこの契約を変更し、又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

8 その他

- (1) 入札金額は、84ヶ月の総額（税抜）を記載すること。
- (2) 任意保険は発注者において加入するものとする。
- (3) 賃貸借期間満了時の残存価格の精算はしないものとする。
- (4) 道路運送車両法等関係法令に違反しないこと。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項で、機能上当然必要なものは装備することとし、その他疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定するものとする。
- (6) 車検・各種点検等の案内を通知すること。なお、送付先は次のとおりとする。

大崎市鳴子総合支所地域振興課

〒989-6892 宮城県大崎市鳴子温泉字鷺ノ巣86番地1

